

令和3年度職業訓練の実施に係る 企画提案募集の事前説明会

令和2年12月16日（水）
和歌山県民文化会館

従前からの主な変更点

「仕様書」について

(1) 職場実習実施状況の報告（職場実習のある訓練のみ対象）

職場実習を受講した訓練受講生の氏名・実習期間等について、別途指定する様式により産業技術専門学院に報告していただきます。

(2) オンラインによる訓練について

- ・原則、県委託訓練は通所により実施してください。
- ・やむを得ない理由がある場合、学科についてオンラインによる訓練が可能。
- ・ただし、同時かつ双方向性のあるものに限る。

(3) パソコン仕様上の留意事項

パソコンのOSについては、「Windows10相当」以上、ワード、エクセル、パワーポイントについては、「Office2016」以上のバージョンを使用。

従前からの主な変更点

「募集要領」について

(1) 職業訓練サービスガイドライン研修の受講について

- ・ 離転職者等職業訓練・・・過去5年以内に研修受講者の在籍が必要（受託要件）。
➡ 職業訓練サービスガイドライン研修修了証の写しの提出が必要。
- ・ 障害者委託訓練・・・研修受講が要件ではありませんが、早期の受講を推奨。

(2) 訓練科目名の自由提案（OA事務・Web科・在宅ワーカー養成科を除く）

- ・ 募集要領及び様式に記載している訓練科目名について、変更が可能。
- ・ 名称の変更を希望しない場合、様式の別名称の欄を空欄で提出してください。
※企画提案後、変更はできません。

(3) Java + pythonプログラミング科（仮称）の新設

従前からの主な変更点

「介護初級科」及び「介護・パソコン科」について

○ 訓練実施経費の単価上限の変更について

- ・ 2ヶ所以上で職場見学等を実施した場合、単価上限60,000円
➡ 職場見学等実施計画書については、現時点の予定で記載してください。
- ・ 2ヶ所以上での職場見学等が難しい場合、従来の単価上限50,000円
➡ 経費見積書のチェック欄に記載してください。

※委託訓練カリキュラム（様式10関係）の備考欄に記載

職場見学等の下限は12時間以上、上限は64時間以内（総訓練時間の2割）とする。

原則、現場での実施とする。（職場見学は、オンラインでの実施も可）

従前からの主な変更点

「障害者委託訓練」について

○ 職業能力講座の実施について（任意）

- ・ 直ちに就職することが困難と見込まれる訓練受講者については、概ね4日間の職業能力講座の実施にご協力をお願いいたします。
- ・ 職業能力講座の実施の有無は、企画提案の評価に影響しません。

➡ 実施を予定される場合は、経費見積書に記載してください。

学院から委託先事業者の皆様へお願い

○ 就職状況の確認について

対象コース・・・就職支援経費の支払いの対象となるコース
(令和2年度以降に開講したもの)

- ・委託先事業者の皆様にご提出していただく就職状況報告書に記載の就職者に対して、産業技術専門学院が記載内容の確認を行います。
- ・就職者全員ではなく、何名かを抽出して行います。

➡ 産業技術専門学院から事業者の皆様へ内容確認等させていただくことがあります。